

九州・沖縄地区の 企業価値担保権 施行まで 1 年 認知度は 3 割超に上昇

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須



本件照会先

秋山 進(調査担当)
帝国データバンク
福岡支店情報部
092-738-7779(直通)
tdb.fukuoka@mail.tdb.co.jp

発表日

2025/06/13

九州地方・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025 年 4 月)

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

企業価値担保権の認知度は 33.4%と前回調査(2024 年 9 月)より 5.6 ポイント上昇。ただし、半数以上の企業に認知されていない状況が続いた。活用意向のある企業は 29.8%で、「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「自己資本」「既存の融資」で十分といった理由で活用意向のない企業は 25.7%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

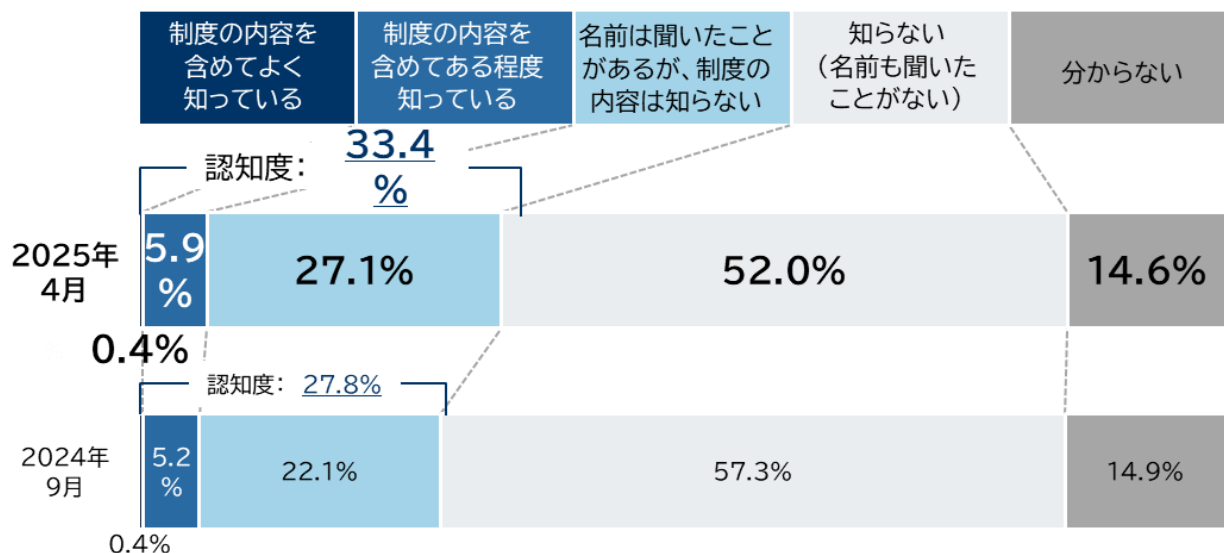
※株式会社帝国データバンク福岡支店は、九州・沖縄地区 2,621 社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。なお、企業価値担保権に関する企業の意識調査は、2024 年 9 月に実施し今回で 2 回目
調査期間:2025 年 4 月 16 日~4 月 30 日(インターネット調査)
調査対象:九州・沖縄地区 2,621 社、有効回答企業数は 902 社

認知度は 33.4%に上昇も、 「知らない」企業が依然として半数超

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は 33.4%（前回調査 27.8%）と前回調査より 5.6 ポイント上昇し、3 社に 1 社が制度を認識していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.4%（同 0.4%）、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 5.9%（同 5.2%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」27.1%（同 22.1%）だった。

他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 52.0%（同 57.3%）と、前回調査に続き半数の企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025 年 4 月、下段：2024 年 9 月）



注1：2025年4月調査の母数は902社、2024年9月調査は940社

注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

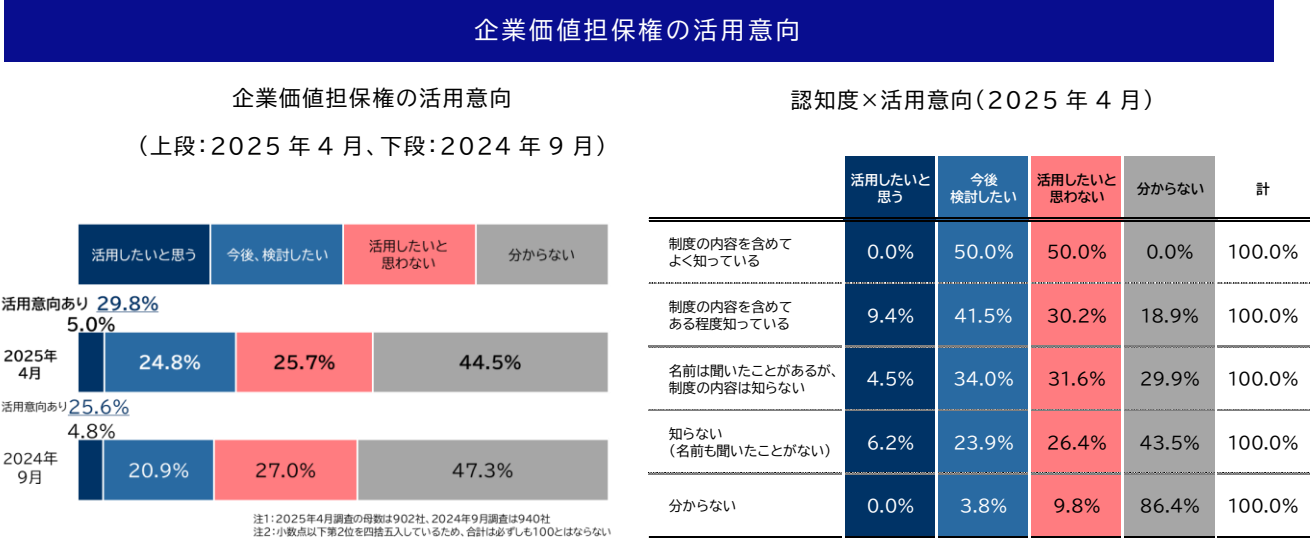
『活用意向あり』企業は 3 割弱

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は 5.0%（前回調査 4.8%）、「今後検討したい」は 24.8%（同 20.9%）で、両者を合計した『活用意向あり』企業は 29.8%（同 25.6%）だった。前回調査よりやや増加がみられ、企業からは「企業価値担保権の視点で、（1）自社の価値を振り返る。（2）価値を高めるポイントを探る。（3）実際に高い評価を得られるには何をすればいいのか？こういったことを意識して探求するだけでも、自社の価値を高める、成長につながる行為だと思います。」（機械・器具卸売、熊本県）などの前向きな声が寄せられた。

他方、「活用したいと思わない」は 25.7%（同 27.0%）で、企業間で見解が分かれた。

また、「分からない」が 44.5% (同 47.3%) と依然として 4 割以上を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

認知度と活用意向の関係をみると、「制度の内容を含めてよく知っている」「制度の内容を含めてある程度知っている」企業では約 5 割の企業で「活用したいと思う」「今後、検討したい」と考えており、内容をよく理解している企業ほど活用意向が高い結果が表れた。



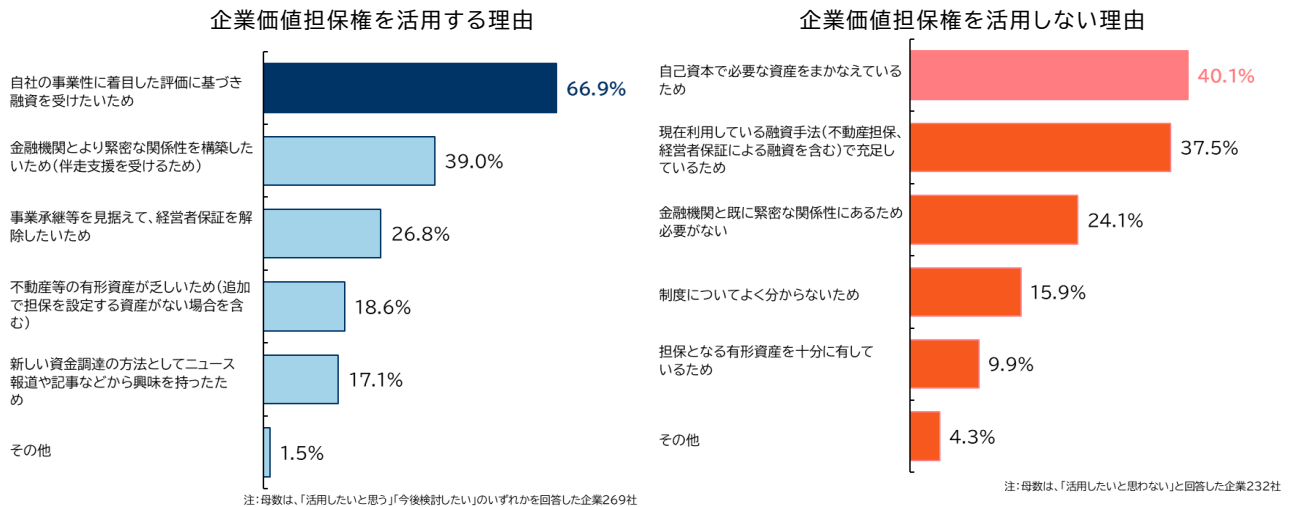
活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「自己資本」「既存の融資」で十分といった意向も根強い

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が 66.9%と突出して高かった。企業からは「非常に良い制度だと思う。いつまでも経営者保証を続けていれば、中小企業は経営者の成り手がなくなると思う。」(金融、宮崎県)といった声が聞かれた。以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」「(39.0%)と「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」(26.8%)が続いた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、40.1%の企業が「自己資本で必要な資産をまかなえているため」と回答し最も高かった。次いで、「現在利用している融資手法(不動産担保、経営者保証による融資を含む)で充足しているため」が 37.5%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が 24.1%で続いた。

企業の声として具体的には、「企業の事業性に着目して融資の取り組みやすくするシステムだと思いますが金融機関が事業者のビジネスモデルを理解できるかが疑問です。」(メンテナンス・警備・検査、熊本県)や「借りる方も貸す方も内容がよくわからず、結局必要なところにお金が回らなそう。」(紙類・文具・書籍卸売、熊本県)などの意見があがった。

企業価値担保権の活用意向別の理由



企業価値担保権、2026 年春施行へ 新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026 年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

しかし、その認知度は上昇基調にあるものの現状では 33.4%にとどまり、活用意向も 3 割弱と限定的である。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多い一方で、「自己資本で充足」「既存の融資で十分」といった理由から活用しない考えの企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容周知も必要といえる。

制度への期待がある一方で、多くの企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計や全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。